

「船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」の改定に関する新旧対照表（下線箇所は改正部分）

改 正 案	現 行
船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針 令和４年１２月２８日 令和６年２月２日改定 令和８年２月２５日改定 <u>令和●年●月●日改定</u> 国 土 交 通 省 はじめに （略） 第１章 （略） 第２章 船舶の部品等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第１節・第２節 （略） 第３節 施策に係る留意事項 （１）～（４） （略） <u>（５）安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置</u> <u>国土交通大臣は、船舶の部品の供給に関わる事業者の事業の廃止等により、船舶の部品の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、法第９条の２の規定に基づき、当該事業の廃止等が船舶の部品の安定供給確保に及ぼす影響を調査し、必要に応じて供給確保計画の提出を事業者に促すものとする。</u> <u>また、国土交通大臣は、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、法第１１条の２の規定に基づき、原材料等の供給者その他の関係者に対して特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めるものとする。</u> <u>安定供給確保に及ぼす影響の調査及び安定供給確保のために必要な協力の求めにあたっては、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする。</u>	船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針 令和４年１２月２８日 令和６年２月２日改定 令和８年２月２５日改定 国 土 交 通 省 はじめに （略） 第１章 （略） 第２章 船舶の部品等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第１節・第２節 （略） 第３節 施策に係る留意事項 （１）～（４） （略） （新設）

改 正 案	現 行
第3章 船舶の部品等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限 第1節～第4節 （略） 第5節 実施体制 供給確保計画の認定の対象とする取組は、船舶の部品等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の（１）から（<u>４</u>）までのいずれにも該当するものとする。 （１）取組を実施するのに十分な人員を有していること。 （２）取組の実施に必要な資金の調達計画が妥当なものであること。 （３）安定供給確保計画に基づく取組に関する情報を適切に管理するための体制が構築されていること。 （<u>４</u>） <u>取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合、速やかに、国土交通省を通じて内閣官房国家サイバー統括室（以下「国家サイバー統括室」という。）にサイバーインシデントの報告を行うこと。</u> 第4章・第5章 （略） 第6章 船舶の部品等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項 第1節・第2節 （略） 第3節 サイバーセキュリティの確保 昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、国土交通大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から<u>国家サイバー統括室</u>との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を<u>推奨</u>するものとする。	第3章 船舶の部品等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限 第1節～第4節 （略） 第5節 実施体制 供給確保計画の認定の対象とする取組は、船舶の部品等の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の（１）から（<u>３</u>）までのいずれにも該当するものとする。 （１）取組を実施するのに十分な人員を有していること。 （２）取組の実施に必要な資金の調達計画が妥当なものであること。 （３）安定供給確保計画に基づく取組に関する情報を適切に管理するための体制が構築されていること。 （新設） 第4章・第5章 （略） 第6章 船舶の部品等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項 第1節・第2節 （略） 第3節 サイバーセキュリティの確保 昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、国土交通大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から<u>内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局</u>との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を<u>勧奨</u>するものとする。

改 正 案	現 行
<u>具体的には、国土交通大臣は、認定供給確保事業者に対し、以下について推奨するものとする。</u> <u>(1)「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関する制度構築方針（令和８年３月２７日内閣官房国家サイバー統括室・経済産業省発表）」により、令和９年３月から運用開始予定である、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」（以下「ＳＣＳ評価制度」という。）に基づく★４の取得</u> <u>(2)「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（以下「ＪＣ－ＳＴＡＲ制度」という。）に基づくラベルを取得したＩｏＴ製品の使用（ルーター等の通信機器及びネットワークカメラについて★３を取得した製品が供給されたときは、当該製品の使用）</u> <u>(3)調達先に対する、ＳＣＳ評価制度の★３又は★４（調達先の実態に応じて認定供給確保事業者が判断）の取得推奨</u> <u>(4)調達先に対する、ＪＣ－ＳＴＡＲ制度に基づくラベルを取得したＩｏＴ機器の使用推奨</u> 第４節～第６節（略） 第７節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力 <u>船舶の部品のサプライチェーンは、船舶の部品等の供給を行う事業者、船舶の部品の供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、国土交通大臣、民間事業者等の関係者は、船舶の部品等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るよう努めるものとする。</u> 第７章（略） 附 則（令和６年２月２日改定）（略） 附 則（令和８年２月２５日改定）（略） 附 則（令和８年●月●日改定） <u>１ この取組方針は、令和８年●月●日から適用する。ただし、第６章第３節のＳＣＳ評価制度に基づく、★３又は★４の取得の推奨に係る事項については、当該制度の運用が開始された日から適用する。</u>	る。 <u>具体的には、国土交通大臣は、当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（以下「ＩＰＡ」という。））又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（ＩＰＡ）等を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うものとする。</u> 第４節～第６節（略） （新設） 第７章（略） 附 則（令和６年２月２日改定）（略） 附 則（令和８年２月２５日改定）（略）

改 正 案	現 行
<u>2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。</u> <u>3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。</u>	

※適用日は、令和8年9月18日を予定しております。